



介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和3年4月14日

(宛先) 和歌山市長

住 所 和歌山市今福2丁目7番21号  
 事業者 特定非営利活動法人  
 氏 名 和歌山自立支援センター  
 理事 栩原 吉教 ㊟

このことについて、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 主たる事務所の 名 称	トクエイカドクホクジソ ワカヤマジリツシエンセンター 特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター			
	主たる事務所 の 所 在 地	(郵便番号 641 - 0044 ) 和歌山 県 和歌山 市 今福2丁目7番21号			
	連 絡 先	電話番号	073-426-5578	F A X 番号	073-426-5656
	法 人 の 種 別	特定非営利活動法人		法人所轄庁	和歌山県
	代表者の職・氏名	職 名	理事	氏 名	栩原 吉教
代表者の住所	(郵便番号 641-0036) 和歌山 県 和歌山 市 				
事業所・施設の状況	フリガナ 主たる事業所・ 施設 の 名 称	トモニー ともにー			
	主たる事業所・ 施設 の 所 在 地	(郵便番号 641 - 0044 ) 和歌山 県 和歌山 市 今福2丁目7番21号			
	連 絡 先	電話番号	073-426-5578	F A X 番号	073-426-5656
	管 理 者 の 氏 名	栩原 哲子			
	管 理 者 の 住 所	(郵便番号 641-0036) 和歌山 県 和歌山 市 			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定年月日	届出の区分	届出適用年月日
	就労継続支援A型事業	平成22年4月1日	1 新規 2 変更 3 終了	令和3年4月1日
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
変更内容	変更前		変更後	
関係書類				

備考

- 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 「届出の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 「変更内容」欄は、「届出の区分」欄において、「2 変更」を選んだ場合、別に定める「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記入してください。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	運用開始日	
提供サービス	20	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 ⑤ 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	①. I型(7.5:1) ②. II型(10:1)	評価点区分(※8)	1. 評価点が70点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が30点以上150点未満の場合 ④. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が80点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)	令和3年4月1日
					定員超過	①. なし 2. あり	
					職員欠如	①. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	①. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	①. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II ④. III 5. I	令和3年4月1日
					視覚・聴覚等支援体制	①. なし 2. あり	
					重度者支援体制	①. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	①. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
賃金向上達成指導員配置	1. なし ②. あり	令和3年4月1日					
送迎体制	①. なし 3. I 4. II						
食事提供体制	①. なし 2. あり						
社会生活支援	①. なし 2. あり						
就労継続給付利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) ③. 免除						
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし ①. あり	令和3年4月1日					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	①. なし 2. あり						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし ②. あり	令和3年4月1日					
キャリアアパス区分(※3)					III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 1. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. II (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) ⑥. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	令和3年4月1日	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)					①. I 2. II	令和3年4月1日	
指定管理者制度適用区分					①. 非該当 2. 該当		
地域生活支援拠点等					①. 非該当 2. 該当		

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

令和3年4月1日

サービス種類		事業所・施設名		ともに一																																	
定員	20	就労継続支援A型事業	20	基準上の必要職員数	7.5:1																																
人員配置区分 (I)																																					
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	労働換算後の人数				
			1月	2月	3月	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日							
管理者	②	棚原 哲子	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80	20.0						
サービス管理責任者	②	棚原 哲子	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80	20.0							
職業指導員	①	阪口 浩敏	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	1.0						
生活支援員	①	辻本 美知子	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	1.0						
職業指導員	④	棚原 吉教	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	15.0	0.4						
生活支援員	③	小室 浩美	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	100	25.0	0.6						
生活支援員	③	竹本 由賀	6	4	5	6	6	6	4	5	6	6	6	6	6	6	4	5	6	6	6	3	3	4	5	6	6	84	21.0	0.5							
生活支援員	③	森田 好	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27	9.0	0.2							
賃金向上達成指導員	①	小栗 由貴子	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0							
生活支援員	②	戸高 史恵	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40	10.0	0.3						
事務員	②	戸高 史恵	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	120	30.0							
合計																																					
サービス提供時間			当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																																		

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 \*欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

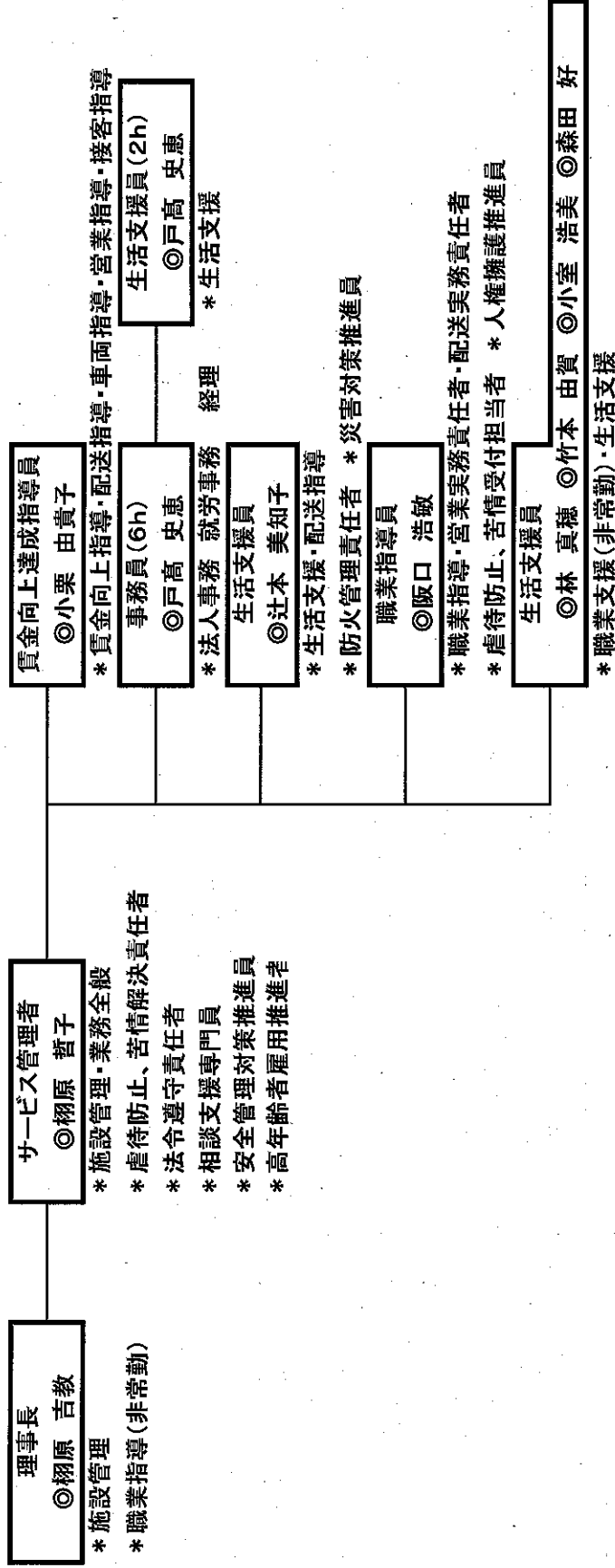
注4 「職種」欄は、当該事業所・施設に係る職種全てを記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 労働換算後の人数の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の4週の合計時間を当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数で除し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

# ＜職務分掌表＞



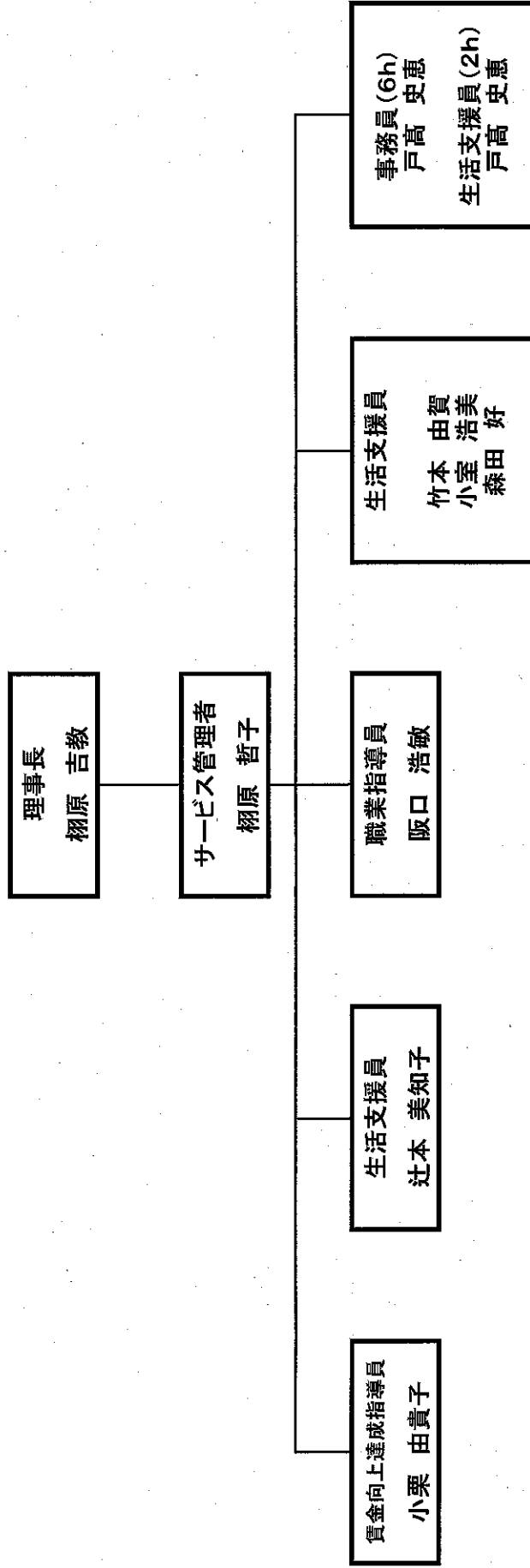
当事業所の業務分掌表は、上記のとおりであり、業務を行う職員は「◎」の者です。

令和3年4月1日

住所 和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号

氏名 NPO法人和歌山自立支援センター  
理事長 榎原 吉教

＜施設組織図＞



令和3年4月1日

住所 和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号

氏名 NPO法人和歌山自立支援センター  
理事長 棚原 吉教

## 令和2年度平均利用者算定表

令和2年4月～令和3年3月分

ともにー 就労継続支援A型事業

番号	利用者氏名	援護の実施者 (市町村名)	利用回数												合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
2		和歌山市	22	23	22	23	21	22	23	22	23	22	20	23	266
3		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
4		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
5		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	19	23	268
6		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	20	20	23	265
7		海南市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
8		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
9		和歌山市	22	23	22	23	20	22	23	22	23	23	20	23	266
10		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	21	23	23	20	23	268
11		海南市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
12		和歌山市	22	21	22	23	21	22	22	21	22	20	17	23	256
13		和歌山市	22	22	22	23	23	21	23	22	23	23	20	23	267
14		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
15		和歌山市	22	22	22	23	18	13	23	22	20	22	20	22	249
16		和歌山市	20	23	22	23	23	22	23	21	23	23	20	23	266
17		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
18		和歌山市	21	22	21	23	23	22	23	22	23	21	20	22	263
19		海南市	21	21	22	22	23	22	23	22	23	23	20	23	265
20		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
21		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
22		和歌山市	22	23	18	22	23	22	23	22	22	23	20	23	263
23		和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
24		和歌山市	22	23	22	23	20	22	23	22	23	23	20	23	266
25		和歌山市	22	21	22	23	21	22	22	21	22	20	20	23	259
延べ利用者数合計			546	566	545	573	558	540	573	546	568	562	496	573	6,646
開所日数			26	26	26	27	26	26	27	25	26	24	24	27	310

## 【平均利用者の算出】

$$\begin{aligned} & \text{延べ利用者数合計} \div \text{延べ開所日数} \\ & 6,646 \div 310 = 21.5 \end{aligned}$$

令和3年4月14日

特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター 就労継続支援A型事業所 ともにー における令和2年4月～令和3年3月までの利用回数は、上記のとおり相違ありません。

特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター  
理事 榎原 吉教 ㊞

## 就労継続支援 A 型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	とみにー	事業所番号	3010120685
住所	和歌山市今福 2 丁目 7 番 2 1 号	管理者名	榎原 哲子
電話番号	073-426-5578	対象年度	令和 2 年度

## 地域連携活動の概要

地域連携活動の概要	
<p>&lt;活動内容&gt;</p> <p>岸武青果株式会社 和歌山市西浜1660-401 (和歌山市中央卸売市場内) 週に 1 回 9 時から 12 時までの作業時間 利用者 3 名 指導員 1 名 (利用者は交代制) 商品包装作業 段ボール加工作業 袋詰め その他</p>	<p>&lt;活動の様子&gt;</p> <p>活動の様子を、付き添いの指導員が一人一人の日報を作成し、定期的に他の職員が確認し、今後の指導や支援に利用している。</p> <p>利用者は、力のある者は、運搬作業など自分から進んで作業を申し出たり、積極的な行動が多くなっている。また、就労先からの急な依頼も、気持ちよく引き受ける事が出来ています。</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>住み慣れた地域社会の中で、スムーズに社会参加が出来るよう、施設外就労支援しています。また、事業所内の作業は単調で、新たな取り組みや活動、その時に応じた作業をこなす事が出来る人材を育てる事も目的としている。</p>	
<p>&lt;成果&gt;</p> <p>事業所以外の方と接する事により、コミュニケーション能力の向上や、社会のルールやマナーなども取得していると言えます。違う場所で作業ができ、自分が活躍しているという喜びがあり、成長の 1 つともなっている。</p>	

## 連携先の企業等の意見または評価

<p>就労先の方からは、利用者の成長に協力的で、簡単な仕事や容易に出来る作業など、利用者の為に仕事を確保してくれるなどの配慮してくれています。また、一般企業ならではの角度から作業についての多くのアドバイスを頂いています。</p>			
連携先企業名	岸武青果株式会社	担当者名	岸 真寛



就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

事業所名	ともしー
住所	和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号
電話番号	073-426-5578

事業所番号	3010120685
管理者名	棚原 哲子
対象年度	令和2年度

(I) 労働時間		40 点
①1日の平均労働時間が7時間以上		
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		
①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

(II) 生産活動		5 点
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上	○	
①40点 ②25点 ③20点 ④5点		

(III) 多様な働き方(※)		35 点
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
◎ ⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
◎ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
◎ ⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計(注1)		35
①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

(IV) 支援力向上(※)		25 点
◎ ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		
参加した職員が1人以上半数未満であった		
参加した職員が半数以上であった	○	
◎ ②研修、学会等又は学会誌等において発表		
1回の場合	○	
2回以上の場合		
◎ ③視察・実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている		
いずれの取組もを行っている	○	
④販路拡大の商談会等への参加		
1回の場合		
2回以上の場合		
◎ ⑤職員の人事評価制度		
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○	
⑥ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
◎ ⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計(注2)		25

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(V) 地域連携活動		10 点
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	
1事例以上ある場合:10点		

項目	点数									
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点		40
生産活動	5点		20点		25点		40点			5
多様な働き方	0点		15点		25点		35点			35
支援力向上	0点		15点		25点		35点			25
地域連携活動	0点				10点					10

合計		115	点	/ 200点
----	--	-----	---	--------

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ）

(Ⅰ) 労働時間

前年度（令和2年度）

雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	27,293	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	6,646	人	利用者の1日の平均労働時間数	4	時間
-----------------------------	--------	----	-------------------	-------	---	----------------	---	----

(Ⅱ) 生産活動

会計期間（4月～3月）

前々年度（平成30年度）

生産活動収入から経費を除いた額	16,148,927	円	利用者へ支払った資金総額	23,240,905	円	収支	▲ 7,100,978	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	----	-------------	---

前年度（令和元年度）

生産活動収入から経費を除いた額	17,408,070	円	利用者へ支払った資金総額	24,128,376	円	収支	▲ 6,720,305	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	----	-------------	---

(Ⅲ) 多様な働き方

前年度（令和2年度）における実績（全体表「(Ⅲ) 多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めており、前年度の実績がある」と選択した場合に実績を記載）

① 免許・資格取得、検定の受検動奨に関する制度

① 免許・資格取得、検定の受検動奨に関する制度

◎ 免許・資格取得、検定の受検動奨に関する制度を活用した人数 ● 名

※ 取得を進めた免許等： ○○○

制度の活用内容： ○○○

② 利用者を職員として登用する制度

② 利用者を職員として登用する制度

◎ 職員として登用した人数 ● 名

◎ うち1名は雇用継続期間が6月に達している

◎ うち1名は前年度末日まで雇用継続している

※ 登用した日 ●年 ●月 ●日

勤務形態： ○○○

就業時間： ●時●分～●時●分

職務内容： ○○○

③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律

③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律

◎ 在宅勤務を行った人数 ● 名

※ 実施した期間： ●月●日～●月●日

就業時間（在宅勤務）： ●時●分～●時●分

職務内容： ○○○

④ フレックスタイム制に係る労働条件

④ フレックスタイム制に係る労働条件

◎ フレックスタイム制を活用した人数 ● 名

※ 実施した期間： ●月●日～●月●日

就業時間（コアタイム）： ●時●分～●時●分

職務内容： ○○○

⑤ 短時間勤務に係る労働条件

⑤ 短時間勤務に係る労働条件

◎ 短時間勤務に従事した人数 1名

※ 実施した期間： 9月14日～3月31日

就業時間（短時間）： 9時00分～12時00分

職務内容： 利用者 軽作業

精神不安定な状態が長く続き、勤務を3時間の短時間勤務とした

⑥ 時差出勤制度に係る労働条件

⑥ 時差出勤制度に係る労働条件

◎ 時差出勤制度を活用した人数 2名

※ 実施した期間： 4月1日～3月31日

就業時間（早出の場合）： 9時00分～14時00分

就業時間（遅出の場合）： 10時00分～15時00分

職務内容： 利用者 軽作業

通勤時間困難者と対人恐怖症の者

⑦ 有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度

⑦ 有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度

◎ 時間単位取得を活用した人数 ● 名

◎ 計画的付与制度を活用した人数 24名

※ 取得した制度： 有給休暇の時間単位取得

計画的付与制度

取得した期間： 3月29日～3月30日

取得日数・時間 1日 又は 2時間

⑧ 傷病休暇等の取得に関する事項

⑧ 傷病休暇等の取得に関する事項

◎ 傷病休暇等を取得した人数 ● 名

※ 取得した内容： ○○○

取得した期間： ●月●日～●月●日

就業時間： ●時●分～●時●分

職務内容： ○○○

(※) 当該制度等を活用した任意の1名の実績を記載

(Ⅳ) 支援力向上

前年度（令和2年度）における実績（全体表「(Ⅳ) 支援力向上」の各項目の取組ありとした場合に実績を記載）

① 研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会

① 研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会

◎ 研修計画を策定している

◎ 研修実施回数 外部 1回/内部 1回

対象職員数 6人

うち研修受講者数 4人

※ 研修名 ウイズコロナの時代の福祉サービス

研修講師 或 講師 11月 25日 4人

② 研修、学会等又は学会誌等において発表

② 研修、学会等又は学会誌等において発表

◎ 研修、学会等又は学会誌等において発表している回数 1回

※ 研修、学会等名 全国自立支援センター協議会

実施日 3月 13日

※ 学会誌等名 ○○○

掲載日 ●月 ●日

発表テーマ 事業取組報告・コロナ時代・新制度

③ 視察・実習の実施又は受け入れ

③ 視察・実習の実施又は受け入れ

◎ 先進的事業者の視察・実習の実施している

◎ 他の事業所の視察・実習を受け入れている

※ 先進的事業者名 絆共同作業所

実施日/参加者数 3月 25日 4人

※ 他の事業所名 絆共同作業所

実施日/参加者数 3月 26日 4人

④ 販路拡大の商談会等への参加

④ 販路拡大の商談会等への参加

◎ 販路拡大の商談会等への参加回数 ● 回

※ 商談会等名 ○○○

主催者名 ○○○

日時 ●月 ●日

内容 ○○○

⑤ 職員の人事評価制度

⑤ 職員の人事評価制度

◎ 職員の人事評価制度を整備している

◎ 当該人事評価制度を周知している

人事評価制度の制定日 2年 4月 1日

人事評価制度の対象職員数 7名

うち昇給・昇格を行った者 0名

当該人事評価制度の周知方法 事業所通路への掲示

⑥ ピアサポーターの配置

⑥ ピアサポーターの配置

◎ ピアサポーターを配置している

◎ 当該ピアサポーターは「障害者ピアサポーター研修」を受講している

※ 配置期間 ●月●日～●月●日

就業時間

職務内容 ○○○

⑦ 第三者評価

⑦ 第三者評価

◎ 前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価を受けている

※ 評価を受けた日 ●月 ●日

第三者評価機関 ○○○

⑧ 国際標準化規格が定めた規格等の認証等

⑧ 国際標準化規格が定めた規格等の認証等

◎ 国際標準化規格が制定したマネジメント規格等の認証等を受けている

※ 認証を受けた日 ●月 ●日

規格等の内容 ○○○

(※) 実績のうち1事例を記載

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。必要に応じて行を増やす等、



障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 3 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

Table with 6 rows and 4 columns containing organization details: フリガナ, 法人名, 法人所在地, フリガナ, 書類作成担当者, 連絡先.

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☑ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

☑ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

Table for wage improvement plan with 6 main rows and multiple columns for amounts and units. Includes sub-rows for specific wage categories.

【記入の注意】
1. 処遇改善加算の算出方法は以下のとおりである。
2. ...
3. ...

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 3 年度処遇改善加算の見込額	293,796	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	3,513,999	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	15,400,000	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	11,886,001	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	14,877,837	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	2,785,359	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	200,477	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月	

【記入上の注意】

- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii) (ア) の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ④ ii) (イ) の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ) の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii) (エ) の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
③ 特定加算の算定対象月				
④ 令和 3 年度特定加算の見込額(g)				87,624 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)			3,702,645 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)				21,200,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)				17,497,355 円
┌ (ア)前年度の賃金の総額				20,489,191 円
└ (イ)前年度の処遇改善加算の総額				2,786,359 円
└ (ウ)前年度の特定加算の総額				206,477 円
└ (エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額				円
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	円	円	円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	人	人	人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	人	人	人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( #DIV/0! 円 )	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( #DIV/0! 円 )	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
	<input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( #DIV/0! 円 )	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
	<input checked="" type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )	円	87,624 円	円
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 2 人(見込)				
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )				
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月 ( 12 か月 )			

【記入上の注意】

- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- ⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ⑥ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ⑥ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。



(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) 給与規定 第21条 (処遇改善・特定処遇改善)などに記載 職業指導員及び生活支援員の正職員には、勤務状況を勘案の上、月額15,000円以上の処遇改善費を支給し給与の引き上げを行う。 契約のあるパートタイマー(その他、時間単位での雇用者)には、勤務状況を勘案の上、時間給に50円以上を上乗せし賃金を引き上げる。 7月11月には、正職員及び契約のあるパートタイマーには、勤務状況を勘案の上、賞与として10,000円以上を支給する。 3月(半年末)に見込額を越える加算の支給が行われた際は、勤務状況を勘案の上、正職員に賞与として支給する。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)    平成    30    年    4    月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	(A)の経験・技能のある障害福祉人材 小規模事業所で職員数も少なく、資格や経験、技能に格差が無い為、設定できない (B)の他の障害福祉人材 小規模事業所であり職員数も少なく、経験や技能に格差が無い為、福祉的資格を有する者を(B)とした (C)のその他の職種 小規模事業所であり、加算金額が少額で、一定の基準を満たした職員の賃金改善しか出来ず、設定できない
賃金改善を行う職員の範囲	<input type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)    小規模事業所で職員数も少なく、資格や経験、技能に格差が無く(B)として設定した
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) 給与規定 第21条 (処遇改善・特定処遇改善)などに記載 (B)の他の障害福祉人材に対し、勤務状況を勘案の上、月額5,000円以上を支給し、一定基準の者の年額を上げる取り組みを行う。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)    令和    1    年    10    月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善

「(1)④Ⅱ(エ)」、「(2)④Ⅱ(エ)」又は「(3)⑤Ⅱ(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること ① 職員に対して、年に2回以上、優良な他事業所や一般企業への実習と研修を実施する。年に2回以上、事業所へ優良な他事業所や一般企業等から講師を招き内部研修を行う。優良な他事業所や一般企業等から視察や実働(実習)を受け入れ、資質向上のための評価を得る。正職員に対し、上記計画に沿った実習や研修を行い、優秀な成績の者には、訪務状況等を勘案の上、給与又は処遇改善の増給を行う。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 福祉的サービス向上等の職能養成・資格取得・他施設研修や実習などの際は、シフトの調整、休職の付与を行う。事業所が認める資格取得に関しては10万円以下の補助金を支給する。
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input checked="" type="checkbox"/> イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。



#### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

##### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

##### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

分類	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	
<input type="checkbox"/>	理由:

#### 5 見える化要件について<特定加算>

※ 職場環境等要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( )	/	<input type="checkbox"/> 予定

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 4 月 14 日 法人名 特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター  
 代表者 職名 理事 氏名 榎原 吉教





福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）  
 （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・  
 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・  
 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

1 事業所・施設の名称	とみにー
2 異動区分	1 新規                      2 変更                      3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	人	②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	人						
②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人						
5 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の数</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 75%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち常勤の者の数	人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち常勤の者の数	人						
6 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上 の者の数</td> <td>1人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 30%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	2人	②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	1人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	2人						
②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	1人						

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2の（3）に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、

○療養介護にあつては、生活支援員

○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者

○自立訓練（機能訓練）にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者

○自立訓練（生活訓練）にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者

○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員

○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員

○自立生活援助にあつては、地域生活支援員

○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員（外部サービス利用型にあつては、世話人）

○児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者

又は共生型児童発達支援従業者、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者

○医療型児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員

○放課後等デイサービスにあつては、（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者



又は共生型放課後等デイサービス従業者、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者のことをいう。

※「社会福祉士等」とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士を指す。

# 雇 用 契 約 書

阪 口 浩 敏 殿

雇 用 期 間	平成25年3月21日 から 平成 年 月 日まで		
賃 金	円		円
	毎月 25 日締切		当月末日支払
勤 務 場 所	和歌山自立支援センター ともに一	業 務 の 内 容	職業指導員
就 業 時 間	原則 始業 午前 9時00 分・終業 午後 5時00 分		
休 憩 時 間		昼休12時00分より 60分間	午後 3時00分より 30分間
休 日	毎日曜日・その他事業所の定める休日		
賃金からの控除を承諾する	雇用保険料・健康保険料・厚生年金保険料・源泉所得税・住民税 その他労働者の過半数を代表とするものと書面による協定に基づくもの。		
<p>上記労働条件を相互に了承し雇用契約を締結する。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 3 月 20 日</p> <p>被雇用者 <u>          阪口浩敏          </u> </p> <p>雇 用 者 特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター ともに一  理事長 榎原 吉教</p>			
備 考：就業規則を添付し、相互に確認した。			

## 賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書

1 事業所名	とみにー		
2 異動区分	1 新規	② 継続	3 変更 4 終了
3 人員配置	当該事業所に配置すべき従業者（最低基準）に加えて、常勤換算方法で1以上の配置があること。		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
4 計画作成状況	賃金向上計画を作成していること。		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
5 キャリアアップの措置	利用者の就業規則に将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが記載されていること。		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

注 賃金向上計画は経営改善計画書を作成している場合は省略することも可能とする。  
ただし、計画の内容が現実的に達成する可能性があるのかどうかしっかりと確認すること。



令和2年9月18日  
(2020年)

(宛先) 和歌山市長

所在地 和歌山市今福2丁目7番21号  
法人の名称 特定非営利活動法人  
和歌山自立支援センター  
代表者職氏名 理事長 榎原 吉教 ⑩

経営改善計画書等の提出について

令和2年8月18日付け和指第215号で通知のあった経営改善計画書及び経営改善期間中の  
具体的改善策と実施時期等について、別添のとおり提出します。

## 【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】

事業所名称	ともに一	代表者氏名	栩原 哲子	
事業所所在地	和歌山市今福2丁目7番21号			
連絡先	電話番号	072-426-5578	FAX番号	073-426-5656
職員数	定員	20	利用者数	25 (うち身体 1 知的 24 精神 1 其他 0)
事業所の設置主体	社会福祉法人	民間企業	NPO法人	その他
改善計画期間	2020年4月1日 ~ 2021年3月31日 (1年間とすること)			
設立年月日	2010年2月12日			

### 1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策 (詳細かつ具体的に記載すること)

<p>(未達成理由) 利用者が行う作業は途切れることなくあるが、作業能力の向上が少なく、想定していた製造量をこなす事が出来なかった。 その為、受託事業収益の増収も無く自主事業収入も乏しくなっており、制度基準や目標を満たすことが出来なかった。</p>	<p>(具体的改善策) 製造力を上げる働き方の工夫や、製造機械の購入などを行い、受託事業者の契約金額の増額を要請する。また、専門職員を活用し機械設備の配置や作業改善を依頼する。</p>
--	--

### 2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
設立当初より、三共レンタルサービス(有)の下請け作業として、タオルの折り畳み作業や、オシボリの加工、配送業務を行っている。自主事業としても同じくクリーニング業を行い、飲食店やサービス業、その他多くの顧客を持ち就労支援事業を行っている。	現在の事業は継続して行い、長期に渡る就労支援事業を行う。今後も専門指導員を有効活用し、新規顧客の拡大をはかり目標額に繋げる。コロナ禍和歌山市サポート補助金で購入した、オシボリ包装機を活用し収入増としたい。

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

### 3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
18,937,200	21,700,000
<p>(主な費目)</p> 自主事業収益 4,745,060 受託事業収益 14,100,000 雑収入 92,140	<p>(積算根拠)</p> 自主事業収益 5,000,000 受託事業収益 16,500,000 雑収入 200,000

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

### 4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じた必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
25,657,505	24,340,000
<p>(主な費目)</p> 給料手当 23,918,375 賞与手当 210,000 事務用品費 36,098 車両費 1,232,448 雑費 260,584	<p>(積算根拠)</p> 給料手当 23,000,000 賞与手当 210,000 事務用品費 30,000 車両費 900,000 雑費 200,000

### 5 生産活動に係る事業の収入-生産活動に伴う必要経費

現在の「収入-経費」	計画期間後の「収入-経費」
-6,720,305	-2,640,000

### 6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
24,128,375	23,210,000円
<p>(積算根拠)</p> 給料手当 23,918,375 賞与手当 210,000	<p>(積算根拠)</p> 給料手当 23,000,000 賞与手当 210,000

経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等

項目	課題	実施期間	具体的な改善策											
業務体制	作業能力の向上	2020年4月1日～ 2021年3月31日	作業能力・理解能力が乏しく作業が進まない為、作業教育を行い、業務遂行能力を上げ受託事業収入を増やす。外部機関への訓練実習なども取り入れる。											
販路拡大	新規顧客の拡大	2020年4月1日～ 2021年3月31日	外回りが少ない専門指導員を営業活動員とし、販路の拡大を行い新たな顧客を増やし収益をあげる。											
機械配備	新たな作業	2020年8月1日～ 2021年3月31日	新規に購入したオンボリ包装機を活用し収入増とする。											

(注) 経営改善を行う項目(例：営業体制の強化、経費削減、販路拡大等)を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。

(計画期間中の見込額)

令和2年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収	就労支援事業収益	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,333	1,808,337	21,700,000
益	就労支援事業活動収益計													
	就労支援事業販売原価													
	期首製品(商品)棚卸高													
	当期就労支援事業製造原価													
	当期就労支援事業仕入高													
	期末製品(商品)棚卸高													
費用	就労支援事業販管費													
	就労支援事業活動費用計	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,333	2,028,337	24,340,000
	就労支援事業活動増減差額	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-220,000	-2,640,000
	支払い賃金総額	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,166	1,934,174	23,210,000

(前年度実績)

令和元年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収	就労支援事業収益	1,556,751	1,554,921	1,663,499	1,618,109	1,573,224	1,606,094	1,601,803	1,739,921	1,648,684	1,508,146	1,591,044	1,275,004	18,937,200
益	就労支援事業活動収益計													
	就労支援事業販売原価													
	期首製品(商品)棚卸高													
	当期就労支援事業製造原価													
	当期就労支援事業仕入高													
	期末製品(商品)棚卸高													
費用	就労支援事業販管費													
	就労支援事業活動費用計	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,125	2,138,130	25,657,505
	就労支援事業活動増減差額	-581,374	-583,204	-474,626	-520,016	-564,901	-532,031	-536,322	-398,204	-489,441	-629,979	-547,081	-863,126	-6,720,305
	支払い賃金総額	1,885,789	2,071,359	1,951,309	2,041,273	1,954,121	2,037,629	1,952,170	1,970,015	2,033,120	2,211,545	1,969,185	2,050,860	24,128,375